

構造改革特区推進のためのプログラム

平成14年10月11日
構造改革特区推進本部決定

8月30日を締切り期限とした構造改革特区に係る提案の募集に対しては、426件の地方公共団体や民間事業者等からの構造改革特区の具体的な提案が寄せられ、その中で提案されている規制改革要望は約900項目に及んでいる。一方、政府は、9月20日に開催された第2回構造改革特区推進本部において、「構造改革特区推進のための基本方針」を決定し、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組みの方針等について定めたところである。

この基本方針を踏まえ、政府においては、「規制の改革は全国一律の形でなければいけない。」という従来の発想から、「地方の特性に応じてさまざまな規制のあり方がある。」という発想に転換し、「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を重ねてきた。

現下の経済情勢の中では、構造改革の歩みを一層加速し、確実なものとしていくことが必要であり、構造改革特区はその突破口である。地方公共団体や民間事業者等の熱意を政府として確かに受け止め、構造改革特区を一刻も早く実現するために、構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講じることができる規制及び特例措置を講じる場合の要件、今後のスケジュール等について、ここに「構造改革特区推進のためのプログラム」として定め、政府として着実な実行を図る。

1. 構造改革特区制度の骨格

構造改革特区制度の基本的枠組みは、以下の方針で作成するものとする。

- (1) 以下を内容とする、構造改革特区推進のための一本の法律（以下「特区法」という。）の制定を図る。
 - ① 内閣総理大臣は、以下を内容とする構造改革特区基本方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求め、決定後すみやかに公表する。
 - i) 構造改革特区の推進の意義及び目標
 - ii) 構造改革特区の推進のために政府が実施すべき基本的な施策
 - iii) 構造改革特区の認定に関する基本的な事項
 - iv) 政府が講ずべき措置についての計画（構造改革特区において特例措置を講じる規制） 等
 - ② 地方公共団体は、構造改革特区とする区域やその区域において講ずべき規制の特例措置等を記載した構造改革特区計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- ③内閣総理大臣は、計画が地域活性化に資するものである等と認められるときは、計画を認定する。
 - ④内閣総理大臣は、計画の認定に当たっては、計画に記載されている規制の特例措置に関する事項について関係行政機関の長の同意を求める。
 - ⑤関係行政機関の長は、規制の特例措置の内容が特区法又は基本方針に即して定められた政省令上の内容に適合する場合には、これに同意する。
 - ⑥関係行政機関の長の同意を得て内閣総理大臣が計画を認定した場合、計画に定める規制の特例措置が構造改革特区において適用される。
 - ⑦規制の特例措置の内容は、法律による規制については特区法で、政省令による規制については基本方針に即してそれぞれ政省令で定める。
 - ⑧内閣総理大臣は、計画が認定基準を満たさなくなった場合には、認定を取り消すことができる。
- (2)構造改革特区を推進するために、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする構造改革特区推進本部を設置する。
- (3)特区法制定後も、定期的に地方公共団体や民間事業者等から構造改革特区において実現すべき規制改革の要望を受け、基本方針の改定を行うとともに、必要な法令等の改正を行う。

2. 特例措置を講ずることができる規制

- ①構造改革特区において実施することができる規制の特例措置は、別表1のとおりである。
- ②構造改革特区の推進と並行し、構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項（実施時期及び内容が明示されているものに限る。）は、別表2のとおりである。
- ③地方公共団体は、別表1に列挙されている規制の中から、地域特性等に応じて、構造改革特区を実現するために必要な規制の特例措置を選択して計画を作成し、内閣総理大臣に認定を求めることができる。民間事業者等は、別表1に列挙されている規制の中から、必要な規制の特例措置を選択し、地方公共団体に計画の作成を提案することができる。

- ④別表1については、規制の特例措置等の内容を整理して、1(1)①の基本方針において、「政府が構すべき措置についての計画（構造改革特区において特例措置を講じる規制）」として列挙する。
- ⑤別表1については、1(1)①の基本方針において、計画認定時に関係行政機関の長が同意する場合の、それぞれの規制ごとの同意要件を定める。

3. 今後のスケジュール

- ①上記1(1)を内容とする「特区法案」を、今臨時国会に提出するよう準備する。
- ②特区法案施行後すみやかに、同法に基づき基本方針を閣議決定する。
- ③別表1に掲げられている事項のうち、法律事項については、特区法案において対応する。政省令事項については、基本方針にしたがって、特区法案の完全施行までに公布及び施行をする。政省令及び通達等については、各省庁において案の作成を行うものとするが、案の作成に当たっては内閣官房と所要の調整を行う。施行した省令及び通達等については、構造改革特区推進本部に報告する。
- ④別表2に掲げられている事項については、12月に予定されている総合規制改革会議の第二次答申に向けた検討において、対象とするものとする。
- ⑤8月30日を締切り期限とした地方公共団体や民間事業者等からの提案に係る規制改革要望のうち別表1及び別表2に掲載されていない規制については、引き続き「実現するためにはどうすればよいか。」という観点から検討を行う。
- ⑥本プログラムに掲載されていない規制については、平成15年1月15日を期限として再度地方公共団体及び民間事業者等から提案を受け、必要な対応をすみやかに行う。
- ⑦特区法案成立後、1年以内に構造改革特区において実施される規制の特例措置の効果、影響等を評価するための体制を定める。
- ⑧構造改革特区の検討に当たっては、「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）を踏まえ、引き続き総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、その推進を図るものとする。

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(厚生労働省関係)

番号	構造改革特区において実施可能な特例措置	講じられる特例措置に係る根拠条項	特例措置を講じるに当たっての条件	所管省庁
901	社会保険労務士の業務に、労働契約の締結、変更及び解除の代理の業務を追加	労働基準法第6条 社会保険労務士法第2条	社会保険労務士、求職者及び労働者並びに代理の相手方である事業主のいずれもが、特区内に係るものである場合に限ることとするほか、一定の基準に該当する社会保険労務士を、代理の業務を行うことができる者として認定すること等を規定する方向で検討中。	厚生労働省
902	島嶼部の市町村の公共職業安定所への取次ぎ業務の実施の可能化	職業安定法第11条第1項	厚生労働大臣が作成する特例の対象となる島嶼部の基準に適合すること。	厚生労働省
903	公共職業安定所と民間職業紹介機関が求職情報及び求人情報を共有化するための守秘義務規定の解釈の明確化	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2	地方公共団体の提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介機関が同一の場合で共同して職業紹介サービスを行うこと。	厚生労働省
904	キャリア形成促進助成金の申請の事業主以外による代行の容認	雇用保険法第63条第1項、第4項、第5項、第7項	助成金受給を希望する個々の事業所に係る事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画の作成を代行し、助成金支給窓口(雇用・能力開発機構)による当該計画の内容や教育訓練の内容及び必要性等に係る照会に対応することが可能であること。	厚生労働省
905	県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の実施	職業安定法第33条の2	県の条例で定める農業大学校であること。	厚生労働省

906	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。(①指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、②老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認)	老人福祉法第5条の2第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 身体障害者居宅生活支援事業の実施等について(平成12年7月7日付け障第528号) 在宅知的障害者デイサービス事業の実施について(平成3年9月30日付け児発第832号) 障害児通園(デイサービス)事業について(平成10年8月11日付け障第476号)	(①関係) 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしていること。 (②関係) 障害児関係施設の技術的支援を受けること。	厚生労働省
907	特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として公設民営方式又はPFI方式により株式会社を容認	老人福祉法第15条第4項		厚生労働省
908	児童養護施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第42条第1項、第49条第1項、第56条第1項	暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われること	厚生労働省
909	肢体不自由児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第55、56、68、69条	障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること。	厚生労働省